

Title	インターネット上の情報操作と憎悪の伝播：フランスの立法による応答
Sub Title	Manipulation de l'information et propagation de la haine sur internet : les réponses législatives en France 連続講演 現代フランス憲法の課題：憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界
Author	Hochmann, Thomas(Yamamoto, Hajime) 山元, 一(Tanaka, Misato) 田中, 美里
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.6 (2020. 6) ,p.45- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200628-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

連続講演 現代フランス憲法の課題——憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界——

インターネット上の情報操作と憎悪の伝播

——フランスの立法による応答——

トマ・オックマン

山元 一／監訳

田中美里／訳

フランス議会は〔現在〕、インターネットにおける憎悪表現の伝播とフェイクニュースの問題を審議している。フランスでは二年前、情報操作 (manipulation de l'information) に対する法律が採択された。〔そして現在〕インターネット上の憎悪表現に対応するための法律が議会で検討されている最中である。

I 情報操作対策法

二〇一八年一月、会見 (vœux à la presse) の場におい

て、エマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領は、「フェイクニュース」という現象に対処するための法律制定の意欲を示した。その直後、幾人かの国民議會議員たちが、「フェイクニュース」対策の法案を提出した。この法案は、後に「情報操作対策」法と改名された。最終的にこの法案は、元老院の反対を押し切って二〇一八年一月に国民議会にて可決され、二〇一八年二月二〇日には、憲法院によって合憲判断が下された。本法は、情報操作対策のための様々な道具立てを整えている。たとえば、プラットフォーム事業者に対するオンラインコンテンツに

ついでに透明性確保の義務付けや、視聴覚高等評議会への新たな権限の付与、マスメディアに対する教育の強化などである。

中でも最もよく議論された点は、新しいレフェレ（急速審理手続）の導入についてであった。このレフェレは、利害関係を持つ全ての人に、インターネット上でのフェイクニュースの拡散を中止させるためのあらゆる対策をとるよう、裁判官に申立てることを可能にするものである。⁽¹⁾ 憲法院は、この制度は、「選挙における議論の明瞭性と投票の真正さ（sincérité du scrutin）の原則の尊重の保障」への考慮から正当化されるものであり、合憲であると判断した。しかしながら、このような方法が、情報操作による選挙キャンペーンに終止符を打つという目的に真に適合したものであるのかは定かではない。いずれにせよ、いくつもの問題がある。この新たなレフェレ制度（の適用範囲）は、とても広いと同時にとても狭い。

A 急速審理手続のとても広い適用範囲

この新たな救済は、以下の三つの視点から、過度に広く作られているように思われる。

第一に、急速審理手続の枠組みにおいては、「本来は」明白に誤謬のある主張のみが対象とならなければならない。「明白に誤謬のある、という」この基準は、そもそも、判事による四八時間以内の介入を可能にするために必要なものである。国会議員たちは、この基準が、急速審理判事による介入（そのものの性質）に由来すると考えているらしい。しかしながら、国民議会議員から競って繰り返し主張されていた、「急速審理判事は、明白さについての判事である」という定式は、法規範ではない。「そうであるならば」誤謬の明白性は、法律の中で明示されなければならなかっただろう。結局、憲法院が「解釈の余地」の手法によって、この明確化を行うこととなった。この方法によって、憲法院は、ある一定の方法で「解釈」されるのであれば、という条件を付けて、ある法律を合憲であると宣言する。憲法院が、法律にそれ自体が含まない要素を付け加えるということは、よくあることなのである。⁽²⁾ ここで、憲法院は「問題となつている主張あるいは非難の正確性や不実性が明白である場合のみ、表現およびコミュニケーションの自由を侵害することなしに、「急速審理手続の」このような方策を正当化可能である」と判示した。

次に、この新しい急速審理手続には、今言及したばかりの問題と関係する、訴訟の側面に関するもう一つの欠点がある。判事は、誤謬の程度が明白ではない主張については、介入を拒否しなければならないであろう。もちろん、それは、明白には誤っていない主張が、正しいということを意味しない。しかしながらやはり、「介入拒否という」その決定は、そのような印象を生じさせるだろう。議会での議論の際に、ある元老院議員が指摘したように、「その判断は、フェイクニュースに法的な真実保証を与えるわけではないけれども、しかしながら、「フェイクニュースの」推進者たちにそのまま利用されるに違いない」。そのうえ、ある主張の誤謬の明白性の証明はおそらく難しいものであり、特に、候補者が彼の責任だと主張されている行為をしてい「ない」ことの論証は難しい。私は税金を払っていないという主張に反論することは容易である。しかしながら、私はスイスに口座を持っていないこと、あるいは、ある人と性的な関係をもっていないことはどのように示せばよいのだろうか？

そうすると、候補者たちは、フェイクニュースに対する救済を求めて訴訟を提起する前に、二度にわたって熟慮せねばならないだろう。しかしながら、フランスの法律は

「訴訟提起する利害を持つ全ての人」に対して救済の道を開いており、これは、全ての有権者のことと広く解釈される可能性があり、訴訟提起が誠実な意図によるものか否かにかかわらず、この手続が逆効果を生み出す原因となる。この問題は、憲法院への議員による違憲審査付託の際に極めて簡潔に指摘されている。すなわち、彼らが主張するところによれば、この仕組みは、それがまさに対抗しようとしているフェイクニュースを強化する危険性がある。これに対して憲法院は、単に、この手続の「道具化の危険性」は違憲の理由にはなりえない、と答えた。

最後に、本法（の対象）は、実際には、その名前が示す「情報操作」に限定されたものとは思われず、「投票の真正さを歪曲する」疑いのある全ての誤謬ある主張を対象としている。つまり、選挙と関連する事実についてということになるのであるが、これは対象としては極めて広い。しかしながら、事実に関する全ての誤謬ある主張が、「フェイクニュース」、「虚偽情報」あるいは「情報操作」に該当するわけではない。「本来、」問題となる表現は、「誤謬があるという条件に」加えて、正しい情報らしい外見を呈していないければならない。それは、報道の記事のように、ある

いは調査の結果であるかのように見えなければならぬのだ。エマニュエル・マクロンが記者会見の際に述べたところによれば、「このような宣伝活動」は、「あなた方〔ジャーナリスト〕の文体や形式を取り込む。それは、あなたたちの言葉使いを利用するのである」。

このような考え方は二つの意味で、「フェイクニュース」という英語の表現に現れている。であるから、いまや、嘘だと思われる情報を何であれ揶揄するためにすぐさま使用される、「フェイクニュース」というこの言葉の氾濫に騙されてはならないのである。フェイクニュースというのは、「情報」らしい見た目をしていなければならないし、「報道」あるいは「ニュース」の範疇に入るものでなくてはならない。誤っており、かつ偽装しているという意味で、「フェイク」でなければならず、そうでなければ、法律の名前にあるような「情報操作」とはならない。であるから文化大臣が議会の討論で例示したように、「フランス在住の外国人の数は、ここ五年間で一〇倍になった」というような単なる主張は、誤った主張ではあるが、フェイクニュースではない。上記のこの主張がこのような形容を受けるためには、報道記事の外見を呈していなければならぬのである。この要素を正確に定義することは、周知のと

おり繊細な作業なのであるが、しかし、その要素を満たしているかを判断することは必ずしも難しくはない。このことは、象なのか猥褻なイラストなのかという知識と同様なのである。すなわち、「定義はできないが、しかし見れば分かる」というようなことなのであろう²⁾。

この基準を設定することが忘れられてしまったために、本法の対象は、選挙時の論争における真实性の一般的統制に完全に変わってしまった。たとえば、候補者の主張は、「本来ならば」フェイクニュースに関する法律の対象領域に入らないはずであつただろうし、嘘が書かれたピラの配布も同様である。このように本質的な基準を欠いているがゆえに、「フェイクニュース」という特有の現象に関する考察が損なわれてしまう。

しかしながら、他の基準が急速審理手続の適用領域を大幅に縮減するのであれば、上記の事情があつたとしても、判事を絶えず政治的議論に介入させるようになるわけではない。

B 急速審理手続の非常に限定的な適用領域

まず、この手続は、選挙の文脈に限定されている。この仕組みは、投票前の三ヶ月のみ使用可能であり、投票後に

は再び締め切られる。それゆえ、この急速審理手続は、フェイクニュースに対抗するための持続的な手段ではなく、「投票の真正さ」を保護するための仕組みである、ということとは強調しておかねばならない。ところで、ある論者たちによれば、フェイクニュースにさらされることは、長期的には破壊的な影響がある。日々、多くのフェイクニュースに触れることで、公衆は情報を一切信頼しなくなり、公的議論における真実や事実の価値は少しずつ浸食されるだろう。周知の通り、フェイクニュースがこれまで実際に与えてきた影響については、見方が激しく対立している。ある論者たちは、例えば危険が過大評価されている、あるいはフェイクニュースは見せかけの問題である、と断言する。しかしながら、もしこのような現象にさらされていることが、長期的には民主的議論の基盤を掘り崩すことになるという主張が正しいとするならば、急速審理手続を選挙前の期間に限定するのは有効ではないだろう。

次に、何にもまして、この新たな仕組みは、投票を歪める疑いのある明白に誤謬あるすべての主張に対して判事が介入することを可能にするものである、と理解しないように気をつけねばならない。この急速審理手続の最も重要な要素は、主張の拡散方法と強く関連するものであり、これ

がために、手続の適用範囲は著しく制限される。判事は、「故意に、人為的なあるいは自動化された方法で、大規模に」拡散された場合に限って、フェイクニュース（の拡散を）阻止することができる。

拡散が故意のものであるという性質は、自動的に満たされると考えられる。議会での討論において大臣が指摘したように、「偶然的」拡散というものは、滅多に起こらない。また、ソーシャルネットワークの時代において、「大規模な」拡散という条件も容易に満たされると推測される。ゆえに決定的な要素となるのは、「人為的なあるいは自動化された方法で」という拡散の性格、ということとなる。議会はこの観点をほとんど明確化していないが、立法趣旨の説明は、「スポンサーのついたコンテンツ」と「ボット」と呼ばれる自動化された仕組み」に言及していた。憲法院が指摘していたように、本法は「組織的に行われる大規模な情報操作」対策なのである。であるから、対象となるのは、有権者を揺さぶるための組織的な企てなのであり、全ての明白に誤謬のある主張ではない。

情報操作対策に関する法律は、二〇一八年末に施行されたのであるが、今のところ、この新しい急速審理手続は、

去る二〇一九年五月の欧州議会議員選挙に先立つ期間に使用されたのみである。急速審理手続は、内務大臣のツイートに対して一度提起されたのみであるようだ。黄色いベスト運動 (gilets jaunes) に対する警察の猛攻撃の際に、何人かの人がピティエ・サルペトリエール病院の病室へ逃げ込んだ。彼らは単に催涙ガスから逃げようとしただけであり暴力的ではなかったと思われるにもかかわらず、大臣は、病院への彼らの「襲撃」を糾弾したのである。

共産党議員二人によって提起されて、担当判事は大臣の言葉が確かに極端なものであったと認めたのであるが、しかし、法律によって定められた諸要素が満たされないとした。まず、問題の文章は、「真実と全く関係がない」ものではなく、それゆえに明白に誤謬のあるものではなかった。次に、人為的なあるいは自動化された拡散の対象となっていなかった。最後に、このツイートに対して直ちに反論されたために、大臣の言葉は、選挙の真正さを歪める恐れはなかった。

フランスでは、市町議会選挙が二〇二〇年三月に控えているが、しかしながら、フェイクニュースに対する急速審理は国政選挙でのみ可能である。二〇二二年には、フランスの政治制度のなかで最も重要で、それゆえに展開の予測

が難しい選挙活動が行われる可能性が最も大きい大統領選挙が行われる。その時はじめて、二〇一八年に導入された急速審理手続が民主的議論の維持のために有用な道具であるのか、それとも役に立たず、さらには逆効果であるのかが発覚するであろう。

II インターネット上の憎悪的コンテンツについての対策法

国民議会第一読会において可決されたインターネット上の憎悪的コンテンツについての対策法案は、二〇一九年一二月末に元老院で検討されることとなる。議論は特に第一条に関連してなされた。第一条は、オンラインプラットフォーム業者 (Facebook や Twitter など) に対しての、「一人または複数人から通報があった場合には、明白に違反したコンテンツを二四時間以内に削除、または、アクセス不可の状態にする」ことの命令に関するものである。この「明白に違反した」というのは、刑法上のいくつかの規定に対しての違反を指しており、中でも、殺人および人道に対する罪の賛美、テロや人種憎悪あるいは同性愛者憎悪の扇動、人種あるいは同性愛者であることに基づく侮辱な

どである。法案は、憎悪対策よりも広い目的を持っている。なぜなら、憎むべきものではあるものの、憎悪対策の枠組みには入らないもの、すなわちセクシャルハラスメント、人身売買、売春斡旋、児童ポルノの罪などにも言及されているからである。

オンラインプラットフォーム事業者がこの新たな義務を果たすよう促すために、本法案は、この義務を尊重しない者に対しての制裁として、自然人に対しては一年間の懲役または二五万ユーロの罰金、法人に対しては一二五万ユーロの罰金を準備している。このように、本法案は、「明白に不法な言葉の削除の拒否」の軽罪を創設したのである。

立法過程の現状において、検討されているこの仕組みは、かなり問題含みのものであるように思われ、とりわけ削除義務の制裁方法の観点をかんがみると、そうである。

というのも、このような問題への対処として、個別の制裁を検討することは適切であるとは思われないからである。二四時間という時間はとても短いものであるから、Facebookはおそらく、何らかの理由によって、期間内でのコンテンツ削除に失敗するだろう。フランスの立法者に着想を与えたであろうドイツ法が選択した方法は、より実

り多いように思われる。すなわち、ドイツ法は、罰金の上限を五〇〇万ユーロとしているが、それは、違法コンテンツ対策制度の実行を一般的に懈怠した場合に限ってである。フランスの本法案も同様に、このような考え方を採用しており、メディア規制のための機関である視聴覚高等評議会が、一般的な義務の懈怠が見られる事業者に対して非常に重い罰金刑を科すことを可能にしている。しかしながら、同法案は、それに加えて、それぞれの個別の不作為を罰することも検討しているのである。

このような制度は、ドイツの制度よりも相当に厳しい、過度のコンテンツ規制 (overblocking) の危険性をもつように思われる。議会は、違法の「明白性」が、明らかに違法なコンテンツの削除を対象を限定するために十分な条件だと信じているようであるが、しかしながら、それは私にはあまりに楽観的に思える。オンライン事業者は、もし明白に違法なコンテンツを削除しなかったら有罪判決を受ける危険があるが、違法性が明白ではないコンテンツを削除することについては何らのリスクもないのである。このような疑いの目で見れば、オンライン事業者はコンテンツをアクセス不可の状態にするようになるであろう。本法のうち、このような危険を防止するために、現状で検討されて

いる唯一の措置は、あるコンテンツについて、通報者が「自分の通報は不正確なものだと認識した」上で、事業者がこの情報が明白に違法だ、という理由で申し立てた場合、「通報者に」責任を問うというものである。しかしながら、この措置は、恣意的な通報を思いとどまらせるものにはなりうるとしても、恣意的な削除に対しては非常に間接的な対策ではない。

インターネット上に溢れる憎悪的なコンテンツは、非常に重要な問題である。また確かに、国家は今日までこの現象への対策を十分にしているとはなかった。「それゆえ、」問題となる言葉の拡散について主たる責任を負っているオンラインプラットフォーム事業者を巻き込むとすることは、理解可能である。ことは、表現の自由の現代的行使の主要な場であるソーシャルネットワークの更なる規制を彼らに促すことに関わるが、その規制は、表現の自由を犠牲になされるものであってはならない。基本権についての水平的効力の学説の一つは、国家に類いの立場にある私人が、自由の保護のため、国家に課せられる義務と類いの義務を課せられる、と主張している。そうであれば、Facebook や Twitter に対して、憲法上正当化できない表現内容に関する

の検閲を避けつつ、憎悪的なコンテンツを削除するように促すことができるかどうか、がまさに問題点となる。現在のフランス議会で検討されている手法は、表現の自由の尊重への十分な配慮を行うことをせずに、ただ削除義務を強化するものにすぎず、問題点の一部分しか考慮していない。二〇一九年二月末に開かれる元老院での審議において、この点についての軌道修正を行うことは可能である。⁽³⁾

※(一)内は訳者による補足を示す。

(一) 総選挙の月の初日に先立つ三ヶ月間、そして、総選挙が既得のものとなる選挙の日までの期間、オンライン上の公衆に向けられたコミュニケーションサービスを通して、故意で、人為的なあるいは自動化された、大規模な手段で拡散された、投票の真正を歪める性格の、事実に関する不正確なまたは偽りの主張あるいは非難がある場合、急速審理判事は、検察、全ての候補者、政党、政治団体、そして訴訟提起する利害を持つ全ての人の求めに応じて、被った損害の賠償の有無に関係なく、デジタル経済における信用のための二〇〇四年六月二一日法第六条 I の二が言及している自然人と法人、または、同条の I の一に言及される全ての人に対して、この拡散をや

めさせるといふ目的のために比例し、必要なあらゆる手法を命ずることができる。⁴⁶

(2) 「訳注」この言葉は、表現の猥褻性の判断に関する、一九六四年アメリカ最高裁判決におけるポッター・スチュワート判事の言葉からの引用であると思われる。

(3) 「訳注」なお、同法案は元老院における審議を経て、文面の可読性を高めるための修正がなされた。ただし、二〇二〇年二月現在では、オックマン氏が指摘している、違法コンテンツの削除義務違反に対する制裁の内容について、変更は加えられていない。